

容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく  
今後の対応の全体像について

「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）の第3章「容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案」に示された施策例について、今後、以下の凡例に従い検討・実施する。

- A：国が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する。検討結果は、合同会合等に報告、或いは必要に応じて合同会合等において検討する。  
B：審議会のサブグループなどで検討する。検討結果は、合同会合等に報告する。  
C：国が実施する。  
D：指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討・実施する。  
E：事業者、消費者、自治体等が中心となって実施する。

|   |     |
|---|-----|
| 1. リデュースの推進   |     |
| (1) 中身商品の製造段階で付される容器包装に関する取組  |     |
| ・更なるリデュースを進めるため、環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有をすべきである。   | E   |
| ・容器の果たすべき機能を踏まえた上で、リデュースやリサイクル特性に係る環境配慮設計の手順の標準化等による容器包装の環境配慮設計に関する各個別事業者によるレビューの促進、環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者に対する表彰制度を継続すべきである。   | C,E |
| ・3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供の促進、多様な主体（特定事業者、小売事業者、消費者等）による改善策の検討等の情報交換の定期的・継続的な実施、機能保持の観点からの容器包装の必要性和削減可能性に関する消費者との対話の深化と普及啓発活動を促進すべきである。                    | A,E |
| ・容器包装に係る環境配慮設計の促進とそれを実現した商品の選択等に関する消費者と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々も巻き込みながら、3Rの取組を拡大していくべきである。 | E   |

|   |       |
|---|-------|
| <p>(2) 消費者に販売する段階（小売段階）で付される容器包装に関する取組</p>  |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>小売業事業者に係る排出抑制の取組の一層の推進（業種別・業態別の取組内容と効果の相関等に関する分析、定期報告結果の公表、指導・助言等の措置、ベストプラクティスの共有、レジ袋有料化の取組への理解が遅れている地域や業態における更なる普及啓発等）により自主的取組を促進すべきである。</li> </ul>   | C,E   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証をすべきである。</li> </ul>   | A,C,E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>小売段階で付される容器包装を削減するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々も巻き込みながら、3Rの取組を拡大していくべきである。〔再掲〕</li> </ul> |       |

|  |  |
|--|--|
| <p>(3) 関係者の情報共有・意識向上等に関する取組</p>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>3R推進団体連絡会による自主行動計画のフォローアップを定期的に合同会合等の場で実施するとともに、同自主行動計画に基づく取組の中で、優良事例の展開、容器包装に係る環境配慮設計に関する情報提供の促進、多様な主体（特定事業者、小売事業者、消費者等）による改善策の検討等の情報交換の定期的・継続的な実施、機能保持の観点からの容器包装の必要性と削減可能性に関する消費者との対話の深化と普及啓発活動を促進するべきである。〔再掲〕</li> </ul> |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々も巻き込みながら、3Rの取組を拡大していくべきである。〔再掲〕</li> </ul>                     |  |

|  |     |
|--|-----|
| <b>2. リユースの推進</b>  |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>リユースの回収拠点の把握の促進やリユースの推進に係る各主体が連携して実施する消費者向けの情報発信を強化するべきである。</li> </ul>  | E   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>リユースびんの利用を促進するために、製造、流通、消費、回収、洗びんの各段階における利便性を高めるための工夫（リユースびん規格の統一化、回収インフラの整備等）の促進について検討すべきである。</li> </ul>   | C,E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化社会の進行等に伴う食事等の宅配ビジネスの拡大等の市場環境の変化を捉えたビジネスベースのリユースの取組の導入可能性調査等を行うべきである。</li> </ul>  | E   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>びん入り牛乳の学校給食への導入に関する課題の整理を行い、市町村による導入検討に資する情報を発信すべきである。</li> </ul>   | C,E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント会場やスタジアム等でのリユース容器の導入に向け、モデル的な事業等に取り組むとともに、国や地方公共団体等の会議における積極的なリユース容器の活用を促進すべきである。</li> </ul>  | C,E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として3Rを推進するための方策や3Rの定着に向けた人材育成等を検討すべきである。</li> </ul>   | C,E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>リユースの促進、消費者との対話や普及啓発活動を促進するため、自治体、特定事業者、小売事業者、消費者等を構成員とする協議会（コンソーシアム）等による関係者が連携した地域における自主的な取組を促進すべきである。その際、容器包装の排出抑制の取組に精通する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）が有する識見を活用し、地域の人々を巻き込みながら、地域における3Rの取組を拡大していくべきである。</li> </ul> | E   |

|  |   |
|--|---|
| <b>3. 分別収集・選別保管</b>  |   |
| <b>(1)市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会等を通じた分別収集・選別保管を効率的に実施している自治体の優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進すべきである。</li> </ul>                           | E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の分別収集・選別保管に係る負担の状況をできる限りの確に把握し、その分析や、役割分担の議論に活かすための自治体の費用の透明化に関する調査の継続的实施やそのデータの公表を行うべきである。</li> </ul> | C |

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体における一般廃棄物処理事業の更なる3R化・低炭素化の促進に向けた一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、それらの導入が進むように一般廃棄物会計基準の簡素化についても検討すべきである。</li> </ul>   | C |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきである。</li> </ul>  | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施すべきである。</li> </ul>  | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきである。</li> </ul> | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>費用の透明化を図りつつ、自治体及び特定事業者の負担軽減方策を含め、社会全体の費用の低減について、我が国の容器包装に係る分別収集及び再商品化の仕組みが、将来にわたって今後も持続可能な制度として維持・発展していくために、各主体の役割分担がいかにあるべきか引き続き検討を行うべきである。</li> </ul>                    | A |

|  |   |
|--|---|
| <b>(2) 合理化拠出金の在り方</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>べール品質の高い市町村が拠出金を受領できるよう合理化拠出金の配分方法を検討すべきである。</li> </ul>                       | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>拠出金を活用した消費者への分別意識の普及啓発の促進を図るべきである。</li> </ul>                                 | E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>入札制度の見直し等を通じて合理化拠出金を再活性化させる。</li> </ul>                                       | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>現状のべール品質向上の効果を維持できるよう留意しつつ、合理化を進めるリサイクル事業に対する投資として活用する工夫も検討すべきである。</li> </ul> | A |

|  |   |
|--|---|
| <b>(3) 店頭回収等の活用による収集ルートの多様化</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>店頭回収の活用にあたっては、店頭回収される廃ペットボトル等の廃棄物処理法上の位置づけの明確化を踏まえ、同法の再生利用指定制度の活用を促進し、店頭回収による収集ルートの拡大を図るべきである。</li> </ul> | E |

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集量拡大及び再生材の質の向上の観点から、自治体による収集ルートとは異なる店頭回収について、法的位置づけや、店頭回収に積極的に取り組む事業者の登録や店舗の表彰等による店頭回収を行う事業者の取組促進策を含め、検討すべきである。</li> </ul> | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会等を通じた優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進すべきである。</li> </ul>   | E |

|   |   |
|---|---|
| <b>(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管の在り方</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会等を通じた分別収集・選別保管を効率的に実施している自治体の優良事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進すべきである。 [再掲]</li> </ul>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の分別収集・選別保管に係る負担の状況をできる限りの確に把握し、その分析や、役割分担の議論に活かすための自治体の費用の透明化に関する調査の継続的实施やそのデータの公表を行うべきである。 [再掲]</li> </ul>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体における一般廃棄物処理事業の更なる3R化・低炭素化の促進に向けた一般廃棄物会計基準等の導入支援を行うとともに、それらの導入が進むように一般廃棄物会計基準の簡素化についても検討すべきである。 [再掲]</li> </ul>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装と一緒に分別排出された指定ごみ袋について特定事業者の義務を超えた負担が拡大しないことを前提に、ベールとともに再商品化することも許容することが可能であるか、また、運用上の扱いを変更することによる影響や効果等に関する分析や実証研究を実施すべきである。</li> </ul>                               | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきである。 [再掲]</li> </ul>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施すべきである。 [再掲]</li> </ul>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきである。 [再掲]</li> </ul> |   |

|  |   |
|--|---|
| <b>4. 分別排出</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に分かりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。</li> </ul>  | A |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>分別排出を行う消費者の理解を得るための分かりやすい分別排出に資する市町村や特定事業者によるより一層の情報提供の促進を行うべきである。</li> </ul>   | E |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>分別排出に関する市民への啓発については、特定事業者、小売事業者、再商品化事業者、市町村が連携して情報発信することが効果的であることから、地域協議会等を設置するなどして、地域の特性に応じた効果的な普及啓発の方策について検討すべきである。その際、特に高齢者や若者世代に対する普及啓発の工夫を検討すべきである。</li> </ul> | E |

|   |       |
|---|-------|
| <b>5. 再商品化</b>  |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。</li> </ul>   | A,C,D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきである。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先A枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指した検討を早急に行うべきである。</li> </ul> | B,C,D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>材料リサイクル優先枠内の入札については、再生材の質の向上と安定化に取り組む等のより優良な事業者で、総合的評価制度の結果に応じて評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置を早急に講じるべきである。</li> </ul>  | B,C,D |

|   |       |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・収率基準については、分別排出、分別収集・選別保管に協力する消費者や市町村の理解を得やすいよう、現在の収率を原則維持した上で、再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは品質を維持することと併せて認める。また、材料リサイクル全体の環境負荷低減に向けて、再商品化の過程で発生する残渣は、再生利用をできる限り推奨すべきであり、例えば、単一素材化の取組とともに再生利用率を向上させる取組については、総合的評価制度において評価すべきである。</li> </ul> | B,C,D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料リサイクル事業者の登録要件の見直しを行うとともに、希望する材料リサイクル事業者は、優先枠を放棄し、一般枠での入札を選択できる仕組みを早急に導入すべきである。</li> </ul>   | B,C,D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上を図るため、競争に係る情報の開示により再商品化製品の利用が阻害されることがないように十分に留意しながら、各再商品化手法のコスト構造の透明化や再商品化製品利用製品の用途の透明化を図るべきである。</li> </ul>   | C     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生樹脂に係る規格の策定等の標準化やその活用を推進するとともに低炭素で3Rを推進する高度な技術の実証支援等、研究開発及び設備投資の促進並びに金利優遇措置を実施すべきである。</li> </ul>   | C     |

|   |   |
|---|---|
| <b>6. その他</b>   |   |
| <b>(1) 指定法人の在り方</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定法人が自ら再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するとともに、消費者に対する普及啓発について市町村と連携した取組を行うべきである。</li> </ul>  | D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・再商品化業務を効率的に履行する観点から、指定法人は、再商品化することに課題のある容器等の情報把握等に努め、それらの情報発信を行うべきである。</li> </ul> | D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化策を指定法人において検討すべきである。</li> </ul>                 | D |

| <b>(2) ペットボトルの循環利用の在り方</b>   |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査を行うとともに、市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査を行うべきである。使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報を提供していない市町村や引渡事業者と契約時に引渡要件を定めていない市町村等の情報の公表を一層推進すべきである。</li> </ul>      | C |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するべきである。その際、リサイクル産業が生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためにはどのような措置が有効か、また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容リ制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か等について検討を行うべきである。</li> </ul> | D |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定法人におけるケミカルリサイクル手法の優遇措置を廃止するべきである。</li> </ul>  | D |

| <b>(3) ただ乗り事業者対策</b>   |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主務省庁において、引き続き、指導や公表等の措置を講じるとともに必要に応じて前回改正時に強化した罰則を適用するなど、厳格に対応すべきである。</li> </ul>                                  | C |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装リサイクル法が公布されてから20年目にあたり、改めて法の広報活動を行うことで、法の目的と共に広く義務履行を働きかけるべきである。その際、業界団体を通じた包括的な広報や指導について検討すべきである。</li> </ul> | C |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定法人において消費者や消費者団体等による監視を強化するため義務履行事業者名等の公表の義務化を検討すべきである。</li> </ul>   | D |